

○財務省告示第四十五号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十九年一月二十三日に発行した政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百五十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けけるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額	最	口	イ	口	イ	口	イ	
最低額面金	行争非者特 入札格第I 発競I加 場	入札発 行	価格競 争	行争非者特 入札格第I 発競I加 場	入札発 行	価格競 争	行争非者特 入札格第I 発競I加 場	
を五万円と する省令の 改正が		八千四百 八千五百 七十四万 二千	三兆九千 五百二十五 億三千二 万		億千面 金額で四 千二億円	額面金額 で三兆九 千四百九 十七	込みの応募 額を割り当 てる。各申 込みに応じ て各申	「国債市場 特別参加者 」第I非 格競争入札 発行」とい う。

を五万円と  
する省令の  
改正が

八千四百  
八千五百  
七十四万  
二千

億千面  
金額で四  
千二億円

込みの応募  
額を割り当  
てる。各申  
込みに応じ  
て各申

「国債市場  
特別参加者  
」第I非  
格競争入札  
発行」とい  
う。

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二						十 一	十	九	
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 参 加	元 金 支 払	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	振 替 単 位

平 成 二 十 九 年 一 月 二 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	平 成 二 十 九 年 四 月 二 十 四 日			厘 四 毛	額 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 銭 一	上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	額 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 銭 以	平 成 二 十 九 年 一 月 二 十 三 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円 と す る 。	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら
--	---	------------------	--	--------------------------------------	--	--	--	--	--	-------------	---	---	---	--	--	--	--	---------------------------------	--